

広報お知らせ号

2026年(令和8年)
2月15日発行

〒038-3803
藤崎町大字西豊田一丁目1番地
藤崎町経営戦略課企画調整係
☎88-8258

広報おしらせ号の廃止について

町では現在、毎月1日発行の「広報ふじさき」と、毎月15日発行の「広報お知らせ号」を、町内会(行政連絡員)により毎戸配付していますが、近年、町内会役員の高齢化や人手不足が進み、町内会や行政連絡員の負担が大きくなっています。

こうした状況を踏まえ、町内会と行政連絡員の負担軽減を図るため、「広報お知らせ号」は3月15日号をもって廃止し、**4月からは広報誌の発行を月1回(毎月1日発行)**とすることとしました。

町民の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

☆お問合せ 経営戦略課企画調整係 ☎88-8258

融雪溝は正しく利用しましょう

融雪溝のふたが開いていたため、子どもが転落する事故が発生しました。

融雪溝を利用する際は、次の点にご注意ください。

- 融雪溝のふたを開けたまま放置すると、歩行者の転落事故や除雪車による破損事故などの原因になりますので、使用後は確実にふたを閉め、取手を完全に収納してください。
- 融雪溝への転落事故防止のため、中の網(雪切り網)は絶対に外さないでください。
- 投雪作業中は歩行者などに気を配り、融雪溝付近にカラーコーンなどの目印を立て、事故のないように注意してください。

なお、正しい利用方法を守らずふたなどを破損した場合は、利用者へ取り替えをお願いすることもありますのでご注意ください。

☆お問合せ 建設課管理係 ☎88-8289

高齢者外出支援促進事業 タクシー初乗り運賃変更について

町では運転免許を持たない65歳以上の高齢者に対し、医療機関受診や買い物等の外出を支援するため、タクシーの初乗り運賃を助成しています。

1月28日から「初乗り」を含めた、県内のタクシー運賃が値上げしたことに伴い、町の外出支援サービスの初乗り運賃も30円値上げし、700円に変更になったためお知らせします。

☆変更内容 変更前：初乗り670円
変更後：初乗り700円

※現在お持ちのタクシーチケットは「変更後の金額」として利用できます。

☆お問合せ 福祉課福祉係 ☎88-8195

町税の納め忘れはありませんか

町税(町県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税)は、町が様々な行政サービスを提供するための大切な財源であり、町民の皆さまが健康で安全・快適に暮らすために使われています。

本年度分の町税に納め忘れがないか、今一度ご確認いただき、万一納め忘れのある場合は、すみやかに納付してください。

なお、納付書記載の納期限を過ぎている場合でも、金融機関・役場会計課・常盤出張所窓口で納付することができます。(コンビニ・スマホ払いは利用できません。)

また、税務課では「納税相談」を随時受け付けていますので、お早めにご相談ください。(毎週水曜日は午後6時30分まで窓口延長しています。)

☆お問合せ 税務課収納係 ☎88-8151

藤崎町子ども計画に係る パブリックコメントを実施します

町では、こどもの権利保障やこども・子育て支援施策を総合的・計画的に推進するため、「こども大綱」をはじめとするこども・子育てに関連する法律等を踏まえ、「第一期藤崎町子ども計画」を策定します。

計画期間は、令和8年度から令和11年度までの4年間です。

今回、計画策定の参考とするため、次のとおりパブリックコメント(意見公募手続)を実施します。

- 意見を募集する計画
第一期藤崎町子ども計画
(概要)国の「こども大綱」を勘案したこども・子育て支援策を総合的に推進するための計画です。
- 意見の募集期間
令和8年2月17日(火)から令和8年3月9日(月)まで(21日間)
- 計画を閲覧できる場所等
(1)役場本庁舎
(2)常盤出張所
(3)ふれあいずーむ館
(4)町ホームページ(<https://www.town.fujisaki.lg.jp/>)
※(4)以外は、閲覧できる時間を開庁時間とします。
- 意見を提出することができる方
(1)町内に住所を有する方
(2)町内に勤務する方
(3)町内の学校に通学する方
(4)町内に事務所等がある法人及び団体
(5)本計画に利害関係を有する方
- 意見の提出方法
記入用紙にご意見と必要事項(氏名、住所、連絡先)を記入の上、3(1)~(3)に設置した意見箱に投函するか、次の提出先まで郵送、持参、FAX及びメールのいずれかの方法で提出してください。
- その他
・提出されたご意見は、計画策定の参考とするほか、後日集約し、氏名・住所・連絡先を除き対応状況を町ホームページで公表します。ただし、ご意見に対する個別の回答は行いません。
・記入漏れ等がある場合は、ご意見として受付しません。
・ご意見は、電話など口頭では受付しません。

☆提出先・お問合せ

住民課子育て支援係 ☎88-8184

〒038-3803 南津軽郡藤崎町大字西豊田一丁目1番地

FAX 75-9605 メール koso@town.fujisaki.lg.jp

「固定資産評価額通知書(登記用)」の交付廃止について

青森地方法務局弘前支局と藤崎町との間において、電子データによる地方税法第422条の3に基づく通知を開始したことに伴い、**令和8年3月31日をもって固定資産評価額通知書(登記用)の交付を廃止します。**

ただし、特別な事情により法務局から「固定資産評価額通知書」を求められた場合は、従前のとおり無料交付します。

なお、不動産の登録免許税や登記手續に関することは、法務局へお問合せください。

☆お問合せ 税務課固定資産税係 ☎88-8146

使い忘れはありませんか？ すくすく子育ておむつ等購入費助成券・ 物価高騰対策子育ておむつ等購入費助成券

町では、子育て家庭の経済的負担軽減と子育て支援のため、対象者におむつ等購入費助成券を交付しています。


助成券の使用期限は「すくすく子育ておむつ等購入費助成券」、「物価高騰対策子育ておむつ等購入費助成券」共に**令和8年3月31日(火)**です。期限内での使用をお願いします。

☆お問合せ 住民課子育て支援係 ☎88-8184

住民観光意識調査へのご協力のお願い

当調査は、お住まいの地域の観光に対する考え方や思いを知るためのものです。いただいた回答は、津軽地域の観光促進のための参考とさせていただきます。

- ☆対象地域 藤崎町、弘前市、黒石市、五所川原市、つがる市、平川市、鱒ヶ沢町、深浦町、西目屋村、大鰐町、田舎館村、板柳町、鶴田町、中泊町
- ☆特典 アンケートにご回答いただいた方の中から抽選で、15名様へ津軽地域の特産品セット(3,000円相当)をプレゼントします。
※アンケートの回答はお一人様1回まで
- ☆調査期間 3月末まで

アンケート回答・
プレゼント応募は
こちらから▶ 

☆お問合せ (一社)CianPEONY津軽 ☎88-6090

常盤生涯学習文化会館の管理人を募集します

- ☆採用予定人数 1名
- ☆勤務先 常盤生涯学習文化会館(藤崎町大字常盤字三西田35番地1)
- ☆勤務期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日
- ☆勤務内容 教育委員会職員の勤務時間外における、施設の開閉・貸館業務等の一般管理業務
- ☆勤務日時 原則午前8時から午後9時までの間で、生涯学習課と協議の上、教育委員会職員の勤務時間外における文化会館開放業務が行われる日の貸館業務開始の30分前から、午後9時まで
- ☆報酬 ①午前8時から午後5時まで…時給1,030円
②午後5時から午後9時まで…時給1,290円
- ☆受付日時 2月25日(水)まで ※土日祝日を除く
午前8時15分～午後5時
- ☆申込方法 市販の履歴書に必要事項を記入し、顔写真を添付の上、生涯学習課に提出してください。
- ☆選考方法 履歴書、面接等により選考を行います。
※採否は後日、本人に通知します。

☆申込み・お問合せ 生涯学習課 ☎65-3100

資源回収にご協力をお願いします

次の日程で資源回収を行います。ご協力をよろしくお願いいたします。

- ☆日時 3月15日(日) 午前8時30分～午前9時30分
- ☆回収場所 常盤小学校 前庭 ※直接お持ちください。
- ☆回収品目 紙類(新聞紙・雑紙・ダンボール・牛乳パック)
アルミ缶・スチール缶(飲料のみ回収、缶詰等は対象外)
ビン類(ビール瓶・一升瓶(日本酒・焼酎のみ回収))

- ☆注意事項
- ・飲み物以外の缶は回収しません。
 - ・アルミ缶とスチール缶は中を水洗いして分別してください。
 - ・一升瓶は茶色・緑色の瓶のみ回収します。
 - ・ラベルは、はがさないでください。

☆主催・お問合せ
常盤小学校スクールバンド部父母の会 ☎090-2952-3807
(受付時間:3月14日(土)午後5時～午後7時と当日午前8時30分まで)

唐糸御前史跡公園の清掃員を募集します

- ☆採用予定人数 1名
- ☆勤務先 唐糸御前史跡公園(藤崎町大字藤崎字二本柳37番地)
- ☆勤務期間 令和8年4月1日～令和8年11月30日
- ☆勤務内容 施設の清掃業務
- ☆勤務時間 原則、任用期間中毎週2日出勤、1日4時間勤務
(出勤日は生涯学習課との協議となります。)
- ☆報酬 時給1,030円
- ☆受付日時 2月25日(水)まで ※土日祝日を除く
午前8時15分～午後5時
- ☆申込方法 市販の履歴書に必要事項を記入し、顔写真を添付の上、生涯学習課に提出してください。
- ☆選考方法 履歴書、面接等により選考を行います。
※採否は後日、本人に通知します。

☆申込み・お問合せ 生涯学習課 ☎65-3100

町地域子育て支援センターからのお知らせ

町地域子育て支援センターでは、在宅の未就学児と保護者を対象に、「親子で楽しもう!ひなまつり会」を開催します。みんなで楽しい時間を過ごしましょう。

- ☆日時 3月3日(火) 午前10時30分～正午
- ☆場所・申込み・お問合せ 町地域子育て支援センター ☎75-6131

資料館あすかより企画展延期のお知らせ

3月に開催予定だった「神昭子きものリメイク展」は、都合により延期となりました。楽しみにされていた方にはご迷惑をお掛けしますが、来年度に開催する予定ですので、日程が決まり次第改めてご案内します。

☆お問合せ 常盤ふるさと資料館あすか ☎65-4567

離婚と子どもをめぐるルールが新しくなります

令和8年4月1日より、改正民法が施行され、離婚後に父母双方を親権者として定める共同親権を選択できるようになります。また、離婚時に養育費の取決めをしていなくても、一定額の法定養育費を請求できるようになります。

話し合いでまとまらない場合は、家庭裁判所の手続きを利用して解決を図ることもできます。手続案内や申立書については、裁判所ウェブサイトでご案内しています。また、今回の法改正による内容を詳しく知りたい方は、特設ページ「離婚と子どもをめぐる新しいルールについて」をご覧ください。

☆お問合せ 青森地方裁判所総務課庶務係 ☎017-722-5421

～東北財務局からのご案内～ 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」について

東日本大震災や平成27年9月2日以降に災害救助法が適用された自然災害により影響を受けた個人や個人事業主の方は、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」により、住宅ローンなどの免除・減額を申し出ることができます。

詳しくは、ローン借入先の金融機関等にお問合せください。※債務の免除等には、一定の要件を満たすことや借入先の同意が必要です。

- ☆ガイドラインを利用するメリット
- ・弁護士等の登録支援専門家による手続支援が無料で受けられます。
 - ・財産の一部を手元に残せます。ただし、被災状況、生活状況などの個別事情により異なります。
 - ・債務整理をしたことは個人信用情報として登録されません。

☆お問合せ 東北財務局青森財務事務所理財課 ☎017-722-1463

ご存じですか?知財調停

知財調停とは、ビジネスの過程で生じた知的財産権に関する紛争(特許権、著作権、商標権、不正競争防止法に定める不正競争)について、当事者双方の話し合いにより解決を図る手段です。

裁判官、知的財産権事件の経験が豊富な弁護士・弁理士などから構成される調停委員会とともに紛争解決を目指します。

東京地方裁判所、大阪地方裁判所で運用していますが、ウェブ会議を利用して手続に参加できますので、ぜひ気軽にご相談ください。

☆お問合せ 青森地方裁判所総務課庶務係 ☎017-722-5421